

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例の
制定について

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次のように
制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業施行条例（平成 13 年条例第 45 号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（熊本市特別会計条例の一部改正等）

2 熊本市特別会計条例（昭和 39 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 18 号まで
を 1 号ずつ繰り上げる。

3 前項の規定による改正前の熊本市特別会計条例第 1 条第 10 号の熊本駅西土地地区
画整理事業会計に係る出納整理については、令和 3 年 5 月 31 日までは、なお従前
の例による。

（提出理由）

熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業施行条例（平成 13 年条例第 45 号）
を廃止する等のため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。